

## 第16節 住宅の確保

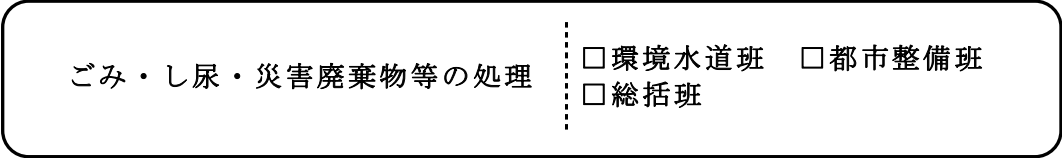


### 【基本方針】

災害時における被災住宅の入居者に対する応急住宅対策は、県知事または市長が実施する。また、災害救助法を適用した場合には、一時的には市または県等の公共施設等を利用して避難所として収容するほか、県知事または市長は、応急仮設住宅の建設及び供与並びに住宅の応急修理等を実施する。

地震・津波災害時における応急仮設住宅等の供給対策は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第20節「応急仮設住宅建設等計画」に準ずる。

## 第17節 ごみ・し尿・災害廃棄物等の処理



### 【基本方針】

東日本大震災では、大津波により沿岸部を中心として家屋、構築物が流出または浸水したため、発災後長期にわたりごみ処理や災害廃棄物処理の対応が、継続している状況であり、地域の復旧・復興を大きく妨げる一因となっている。

市は、このような災害教訓を踏まえ被災地域における伝染病の予防、環境の悪化を防止するとともに、衛生状態保持のため、清掃、し尿処理、災害廃棄物処理等必要な体制を早期に確立し、その処理活動を行う。

地震・津波災害時におけるごみやし尿等の処理対策は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第21節「ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画」に準ずる。